

第8 バルコニー等に設ける隔板に関する指導基準

1 趣旨

この基準は、バルコニー等に設ける隔板に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 基準

共同住宅等のバルコニー等に設ける容易に破壊できる隔板については、次の基準によるものとする。

(1) 材料は、不燃材料とすること。

(2) 肉厚は、曲げ破壊荷重700N未満に相当する部材の厚みとすること。

(3) 破壊により開放できる大きさは、内寸法で縦80cm以上、横60cm以上とすること。

(4) 表面の見やすい箇所に次の事項が明示されていること。

ア 当該バルコニー等が避難経路として使用される旨

イ 当該隔板等を開放し、除去し、又は破壊する方法

ウ 当該隔板等の近傍に避難上支障となる物品を置くことを禁ずる旨

附 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から運用する。